

審査基準（公表用）

健康福祉部 薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法			法令の番号	昭和28年第14号				
許認可等の種類	向精神薬営業者の免許（1）			根拠条項	第50条				
審査基準	<p>向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許は、それぞれ向精神薬営業所ごとに、次の基準等に適合する場合に行う。</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。（麻薬及び向精神薬取締法第50条） その業務を行う施設の構造設備が、厚生労働省令（麻薬及び向精神薬取締法施行規則第15条）で定める基準に適合しないとき。 次のイからトまでのいずれかに該当する者であるとき。 イ 第51条第2項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者。 ロ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者。 ハ イ又はロに該当するものを除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者。 ニ 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。 ホ 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者。 ヘ 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの。 *厚生労働省令で定めるもの 精神の機能の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>2 向精神薬営業所の構造設備基準（麻薬及び向精神薬取締法第50条の21、同法施行規則第15条及び第40条） 向精神薬営業者がその業務を行う構造設備は、次に定めるところに適合するものでなければならない。 向精神薬営業者は、その所有する向精神薬を、その向精神薬営業所内で保管しなければならない。 前号の保管は、当該向精神薬営業所において、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた設備内で行わなければならない。 向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。 前号に規定する場所にかぎをかける設備があること。 その他向精神薬の濫用を防止するため、必要な措置を講ずること。</p>								
受付機関	保健所	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	17日	目次	23-1
						標準経由期間	7日	NO	

審査基準（公表用）

健康福祉部 薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令の番号	昭和28年第14号
許認可等の種類	向精神薬営業者の免許（2）	根拠条項	第50条
審査基準	<p>3 免許の申請及び添付書類等</p> <p>向精神薬営業者免許の申請は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第14条の規定によるとともに、上記1及び2の各事項について具備していることを示す書類その他審査に必要な書類等を添付し、県知事に提出すること。</p> <p>なお、向精神薬営業者免許には、向精神薬の濫用による保健衛生の危害の発生を防止するため必要な場合には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>		
受付 機関	保 健 所	処 理 機 関	薬 務 課
交付 機関	薬 務 課	標準処理期間	17 日
		標準経由期間	7 日
		目次	NO
			23 - 2